

平成 28 年度 「職員の給与改定等について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 28 年 11 月 9 日から平成 28 年 12 月 26 日まで 8 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
平成 28 年度 給与改定	人事院勧告に基づいた給与改定を行う。 給料表について、神奈川県 の改定給料表に準拠し改定 する。 勤勉手当について支給割 合を改定する。 一般の職員 1.60 月分→1.70 月分 再任用職員 0.75 月分→0.80 月分 特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合に ついて改定する。	平成 26 年度に実施した本 市独自の給与構造改革は結 果として大きな課題があ り、改めてあるべき人事給 与制度について協議すべ きである。	人事院勧告に基づいた給 与改定を行う。 給料表について、神奈川 県の改定給料表に準拠し改 定する。 勤勉手当について支給割 合を改定する。 一般の職員 1.60 月分→1.70 月分 再任用職員 0.75 月分→0.80 月分 特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合 について改定する。
扶養手当の 見直し	配偶者に係る手当額を引 き下げ、子に係る手当額を 引き上げる。(配偶者等 7,500 円、子 11,300 円)	今回の人事院勧告が民間 企業の実態を反映してい ない点が問題である。	配偶者に係る手当額を引 き下げ、子に係る手当額を 引き上げる。(配偶者等 7,500 円、子 11,300 円)
通勤手当の 見直し	1 箇月当たりの運賃相当 額の支給限度額を 55,000 円 とする。	通勤に係る費用負担は事 業主の義務であり、安易な 限度額の設定はなじま ない。	1 箇月当たりの運賃相当 額の支給限度額を 55,000 円 とする。
休暇等制度 の見直し	国家公務員に準じて介護 休暇及び介護時間を新設す る。 配偶者同行休業を新設す る。	子育て支援や、高齢化社会 に向けての休暇制度の充実 が求められる。休暇等の取 得には職場の理解が必要で あり、そのための人的補充 の制度や職場理解のための 周知が重要である。	介護休暇及び介護時間を 新設し、現行の看護休暇制 度との整合や運用について 引き続き協議する。 配偶者同行休業を新設す る。